

第9章 インド

関税の分野では、特別追加関税の導入について日本はEU申立のWTO協議に第三国参加しており、引き続きWTO協定との整合性確保を要求していく必要がある。

1997年12月に発表された新自動車政策に対しては、内国民待遇、TRIM違反の疑いが強いとして米・EUがWTOパネル設置を申し立て、日本も第三国参加しているが、パネルは米・EUの主張をほぼ認める判断を下しており、2002年1月にインドは上訴を行っている。本件については、今後とも議論の推移を見守っていく。

基準・認証制度の分野では、鉄鋼製品等に関するインド国内規格への適合義務及びその適合性評価のための登録義務、並びに包装済み商品へのラベリング貼付義務につき、これらが不必要な貿易障壁となる可能性が高いこと等から、TBT協定との関係で懸念を有しており、今後、本制度の主旨・必要性、手続の内容及びWTO協定との整合性につき、インド側に求めていく必要がある。

また、知的財産保護の分野で、知的財産権侵害に対する権利行使の実効性の問題がある。

関税

(1) 高関税品目、譲許率

ウルグアイ・ラウンド合意の実施後の譲許税率は、ほぼすべての譲許品目において、相対的に関税率の高い品目が35%、低い品目は25%に統一されている。なかでも繊維はそのほとんどが35%であり、インドの競争力、国際的水準からみても高くなっている。また、譲許率は67%であり、この点も改善の余地は十分あるとみられる。

(2) 特別追加関税の導入

インドは、1998 年 8 月に特別追加関税（4 %）を新設したが、この新設によっていくつかの品目の実行税率が譲許税率を上回り、ガット第 2 条に違反するおそれが生じた。そこで、我が国は、EU がガット第 22 条に基づいて要請した協議に第三国参加している。

インドは特別追加関税の新設は内国税との調整を図るためであり、WTO ルールに整合的であると主張しているが、本協議を通じて、特別追加関税が WTO ルールに違反するか否かについて事実関係を明らかにしていく必要があり、仮に WTO ルールに違反している場合には、インドに対して早期に是正を求めることが必要である。しかしながら、1998 年 12 月に実施された第 1 回協議における EU からの質問に対して、2001 年 12 月現在、インドは未だに書面で回答していない。インド側は特別追加関税は一時的なものであるとし、恒久化しない、としているが、2001 年度予算によると特別追加関税は存続している。本件が円滑に解決されるように、インドに適切な対応を求めていく必要がある。

アンチ・ダンピング

(1) アンチ・ダンピング措置の運用

近年、開発途上国による対日 AD 提訴の内訳をみると、インドによるものが最多となっており、対象品目は化学品に集中している。

インドの AD 法は 1985 年に発効したが、近年まで発動されることはなかった。しかし、インドの関税引き下げ開始と同時に AD 措置が発動され始め、発動件数は増加の一途を辿っている。対日調査についても、鉛蓄電池、冷延ステンレス鋼板、イソ・ブチレン等 1997 年以降毎年数件のペースで調査が開始されている。（図表・印一 1）AD 調査開始件数の増加は、高関税により保護されてきたインドの国内産業が多大な競争に直面したことによるものと思われる。

今後もインドの関税は引き下げが予定されていることから、化学以外の産

業に対する AD 措置発動が波及することが懸念される。

〈図表・印－1〉 インドの対日調査開始件数（2001年12月現在）

1997	1998	1999	2000	2001
2	4	3	2	4

貿易関連投資措置

(1) 自動車政策

1997年12月、自動車産業に対して製造業者と商業省との間で、新ガイドラインに基づく覚書（MOU）の作成・署名を義務付ける等を内容とした新自動車政策を発表した（通達 No.60）。本政策中には、TRIM 協定に照らし以下の問題点が含まれている。すなわち、最初の輸入部品（CKD、SKD）の輸入通関日から3年以内に50%、5年以内に70%の国内部品調達率の達成が義務付けられているほか、自動車ないしは同部品の輸出義務が操業3年目から課され、4年目からは、その輸出義務達成度に応じて、輸入部品（CKD、SKD）の輸入量が規制されることとなっており、輸出入均衡要求が含まれている。なお、インドは、本政策発表以前から合弁自動車企業に対し、自動車部品の輸入にかかる輸入許可証の発行の条件として、法に基づかない行政指導としてローカル・コンテンツ要求や輸出入均衡要求を含む MOU の締結を求めていた経緯があり、これも TRIM 協定違反の疑いが強い措置であったが、今回発表があった自動車政策は、同行政指導を制度化したものとと言える。

1998年10月には、EU が協議要請を行い、日本は、米とともに、本協議に第三国参加をし、同年12月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年11月、EU の要請によりパネルが設置され、日本は第三国参加した。また、1999年6月には、米が協議要請を行い、日本は、EU とともに本協議に第三国参加をし、同年7月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、

2000 年 7 月、米国の要請によりパネルが設置され、日本を始め EC、韓国が第三国参加した。同年 11 月末に、これら 2 件のパネルは、単一パネルに併合されて審理されていた。

インドは、本件に先立って、米国より WTO 提訴された自動車を含む特定品目にかかる輸入制限措置の上級委員会での敗訴を受けて、1999 年 12 月、2001 年 4 月 1 日までに輸入制限を撤廃する旨米国との間での合意しており、これを受けて、2000 年 4 月 1 日より 714 品目の、2001 年 4 月 1 日より 715 品目の数量制限措置を撤廃した。そして、かかる措置撤廃を受けて、通達 No.60 を 2001 年 9 月に廃止したが、2001 年 3 月 31 日までに発生した輸出義務は継続しており、本政策は完全に撤廃されたとはいえない状況であったところ、上記単一パネルは、2001 年 12 月に通達 No.60 及びこれに基づいて締結された MOU が、ガット 3 条、11 条に違反すると判断した。パネル報告書の内容を不満とするインドは、2002 年 1 月 31 日、上級委員会に上訴した。インド政府は、速やかに本政策の完全な撤廃を行うべきである。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品等に関するインド国内規格への適合義務及びその適合性評価評価のためのインド規格局 (BIS) への登録義務、並びに包装済商品へのラベリング貼付義務

インド商工省は、2000 年 11 月 24 日付け通達により、同通達に規定された品目をインドへ輸入する場合、製造業者及び輸出者が当該品目のインド国内規格への適合義務を負い、そのための手続きとしてインド規格局 (BIS) への登録が要求される等全ての包装済商品に製品の名称、数量等所定の要件を記したラベリングの貼付が義務づけられ、2001 年 1 月から施行されている。

本制度は、インド規格への適合及び適合性評価の対象となる品目が義務的、かつ、広汎であり、不必要な貿易障壁となる可能性が高いこと、適合性評価が明確でないこと、及び TBT 通報が行われていないこと等 TBT 協定との関係で懸念を有している。よって、今後、本制度の趣旨・必要性、適合性評

価手続きの内容及び WTO 協定との整合性(特に TBT 協定第 5 条他)等を明確にすることをインド側に求めて行く必要がある。

サービス貿易

(1) 金融

インドでは、1999 年 12 月に懸案となっていた保険業規制開発委員会 (IRDA) 法が成立し、これまで国営企業の独占下にあった保険市場が外資を含めた民間企業に開放されることになった。外国企業の出資は 26 % まで認められる。2001 年 12 月現在、同法に基づき、IRDA が 15 社 (外資との合弁) に対して保険業の免許を発行しており、日本の損害保険会社を含む 14 社が営業を開始している。また、銀行、ノンバンクへの投資は外国投資促進委員会 (FIPB) から個別認可を取得する必要がある。銀行業への外国直接投資規制は、2001 年 5 月に緩和され、それまでは非居住者インド人の場合は 40 %、その他外国企業の場合は 20 % 迄の出資比率に限定されていたが、これがともに 49 % まで出資が認められることとなった。ノンバンクの場合は、指定されたマーチャント・バンクや住宅金融など 19 業種に対して、直接投資が認められ、100 % までの出資は可能だが、出資比率に応じて最低資本金額が規定されている。

(2) 流通

2000 年 4 月、インド準備銀行 (RBI) は、直接投資の自動認可対象外業種を示すネガティブ・リストを発表した。この結果、ネガティブ・リストで指定された業種への投資は外国投資促進委員会 (FIPB) からの個別認可取得を必要とし、それ以外の業種への投資は RBI への届け出だけで自動的に許可されることとなった。現在、卸売業については主として輸出業務を行う場合、51 % 以上の外資出資比率、また輸出以外の商業分野への投資については、FIPB からの個別認可取得が必要。個別認可が取得できる分野は限られており、輸出入取引や保税上屋までの輸入取引、出資しているインド国内の合弁企

業の製品の国内取引など一部の分野が認められているに過ぎない。また、スーパーやコンビニエンスストアなど小売分野への投資は個別認可がおりず、事実上、禁止されている。過去 2 年近くの間、新聞報道等で小売業を外資に部分的に開放（外資出資比率 20～26 % の範囲内）する方針を政府が検討しているとする報道も見られるものの、具体的な進捗は見られていない。そのため、外資系企業からは国内取引の規制緩和を要望する声が強くなり、1999 年 8 月から開催されている日印官民投資対話においても、日本側からインド政府に対して規制緩和の要望が出されている。

今後の一層の規制緩和が期待される。

(3) 建設

建設、エンジニアリング分野への投資は、ネガティブ・リストに記載されておらず、投資が認められている。日本からも 2 社（出資比率 80 % と 100 %）がインドに進出しているが、住宅建設に関しては非居住者インド人を除いて、外資は認められていない。この制限の撤廃が望まれる。

知的財産保護制度

(1) 不正商品問題等

インドにおいては、TRIPS 協定に整合的なものとなるように知的財産法の整備に取り組んでおり、関連法案は可決されている。概して、ソフトウェア産業の振興の観点から、著作権保護については積極的な一方で、植物新品種と特許権との関係については特許権者からの利益配分を規定する等、独自の制度を有しており、これらが、TRIPS 協定に非整合的な内容・運用がなされないよう、十分注視する必要がある。

他方、海賊版・模倣品等の知的財産権侵害物品の取締りについては、警察・税関等における取締り実績に関する政府統計は無いものの、我が国産業界からは、有力な証拠を持って訴えた場合や、裁判所が指示した場合にしか取締りがなされないとの指摘もあり、知的財産の適切な保護及び TRIPS 協定の

的確な履行の確保の観点から、産業界・権利者等の制度利用者から具体的な問題点についての一層の情報の提供を促しつつ、運用面での取り組みについて、注視していく必要がある。更に、特許・ノウハウに関するライセンス規制の問題についても、同様に注視している必要がある。(第I章第10章・ASEANの章を参照。)